

前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十一条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件により修得する単位数は三十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第二十九条第一項又は第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)若しくは第三項の規定を適用することができる。

3 「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

4 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第二十九条第一項又は第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)若しくは第三項の規定を適用することができる。

5 前項の規定にかかるわざ、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

6 前項の規定にかかるわざ、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

7 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

1 できる限り開放的であつて、多くの学生ができる。

2 余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。

二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場等)

第三十五条 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

(校舎)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。

4 夜間に於いて授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

第三十七条 大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)

1 は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかるわざ、同じ種類の昼間学部(昼間において授業を行なう学部をいう。以下同じ。)及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又は口の表に定める面積(共同学科

1)又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

(附属施設)

2 次の表の上欄に掲げる学部を置き、

3 又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上とし、複数の学部を置く大学については、当該複数の学部のうち同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)が最大である学部についての同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合には、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

4 第一項の規定により得られる当該学科に係る面積(共同学科を置く場合には、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

(教育研究上必要な資料及び図書館)

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、

1 学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、

2 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

3 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

4 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

5 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

6 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

7 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

8 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

9 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

10 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

11 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

12 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

13 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

14 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

15 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

16 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

17 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

18 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

19 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

20 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

21 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

22 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

23 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

24 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

25 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

26 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

27 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

28 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

29 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

30 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

31 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

32 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

33 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

34 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

35 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

36 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

37 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

38 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

39 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

40 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

41 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

42 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

43 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

44 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

45 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

46 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

47 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

48 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

49 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

50 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

51 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

52 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

53 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

54 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

55 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

56 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

57 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

58 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

59 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

60 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

61 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

62 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

63 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

64 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

65 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

66 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

67 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

68 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

69 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

70 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

71 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

72 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

73 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

74 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

75 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

76 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

77 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

78 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

79 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

80 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

81 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

82 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

83 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

84 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

85 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

86 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

87 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

88 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

89 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

90 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

91 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

92 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

う。)により提供される学術情報その他の教育

93 研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心にして

94 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をい

び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(大学等の名称)

第四十一条 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

(専門職学科に係る入学者選抜)

第四十二条の二 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する基幹教員)

第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第二条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ（2）による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。

(専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

四 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの

五 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

六 第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十九章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科等)

第四十二条 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く

く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を開拓する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

（専門職学科に係る教育課程の編成方針）

第四十二条の四 専門職学科の教育課程の編成に當たつては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるは、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を開拓するものとする。

(専門職学科に係る入学者選抜)

第四十二条の二 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する基幹教員)

第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第二条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ（2）による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。

(専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

四 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの

五 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

六 第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十九章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科等)

第四十二条 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く

く。）に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第四十二条の四 専門職学科の教育課程の編成に當たつては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるは、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を開拓するものとする。

(専門職学科に係る入学者選抜)

第四十二条の二 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する基幹教員)

第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第二条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ（2）による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。

(専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

四 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの

五 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

六 第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十九章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科等)

第四十二条 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く

く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を開拓する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第四十二条の四 専門職学科の教育課程の編成に當たつては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるは、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を開拓するものとする。

(専門職学科に係る入学者選抜)

第四十二条の二 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する基幹教員)

第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第二条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ（2）による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。

(専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

四 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの

五 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他

（第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員）

六 第二章、第十条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十九章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科等)

第四十二条 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く

第十二章 工学に関する学部の教育課程等

に関する特例

(工学に関する学部の教育課程の編成)

第四十九条の二 工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程(以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。)を編成することができる。

工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるよう、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置)

第四十九条の三 前条第一項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十条に規定する数の基幹教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における基幹教員をもつて充てることができる。

前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十条に規定する数の基幹教員に加え、当該授業科目の実施に必要な基幹教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が基幹教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を設ける工学に関する学部に係る基幹教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一次号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二次号に掲げる場合にあつては同表

に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の基幹教員数は、その二割の範囲内において算入することができる。

一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合別表第一イの表の中欄に定める基幹教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合別表第一イの表の下欄に定める基幹教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

三

一當該学部が二以上の専攻分野を有する場合別表第一イの表の中欄に定める基幹教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

(施設及び教員に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定

前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出をする大学又は高等専門学校については、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

第五条 次に掲げる省令の規定の適用について

（講師の経歴に関する経過措置）

前項の規定にかかわらず、令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出をする

場合（教員養成に関する学部に係るものと含む場合に限る）には、当該認可の申請又は届出に係る大学については、この省令による改正後の規定を適用する。

附 則（令和五年七月三日文部科学省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年九月一日文部科学省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年六月一五日文部科学省令第二四号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。（届出に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

（教員に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に設置されている教員養成に関する学部を置く大学に対するこの

省令による改正後の大学設置基準別表第一イ

（1）備考第十一号及び同表イ（2）備考第三号の規定の適用については、なお従前の例によ

る。

2 前項の規定にかかわらず、令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変

更に係るものと含む。）の申請又は届出をする

場合には、当該認可の申請又は届出をする

場合（教員養成に関する学部に係るものと含む

場合に限る）には、当該認可の申請又は届出に係る大学については、この省令による改正後

の規定を適用する。

附 則（令和五年七月三日文部科学省令第二十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年九月一日文部科学省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年六月一五日文部科学省令第二四号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（教員数（第十条関係）イ医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数）

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

（1）医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数

（専門職学科以外の学科に係るもの）

（一学科で組織する場合の基幹教員数）

（二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員を含む。）

（教員数）

（収容定員）

（員定員）

（基幹教員数）

（文学関係）

（教育学・保育学）

関係	文学関係	学部の種類	類
六 ○	三〇二	員定員	収容
一〇	一〇	數員教	基幹
○一〇四〇	〇一〇四〇	定員	収容
六	六	數員教	基幹

法医学関係	経済学関係	社会学・社会福	理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係
四〇〇	四〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇
一四	一四	一四	一四	一四	一四	二八
四〇〇	四〇〇	四〇〇	一〇六	一六〇	一六〇	二四〇
一〇	一〇	一〇	八	八	八	一六

医学関係	生物学関係	農業関係	工学関係	理学関係	社会学・社会福	経済学関係	法医学関係
三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
二四〇	二四〇	二〇三〇	二〇三〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
一六	一六	八	八	八	一〇	一〇	一〇

備考	保健衛生関係(除く)	保健衛生関係(除く)	保健衛生関係(除く)	保健衛生関係(除く)
一 一、収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。	九九一 ○○	九九一 ○○	九九一 ○○	九九一 ○○
二 二、この表に定める基幹教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する基幹教員とする。	一二	一二	一二	一二
三 三、この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとする。	○○四 ○○	○○四 ○○	○○四 ○○	○○四 ○○
四 四、二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(1)の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科について、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。	一四	八〇	九五一	九五
口 医学又は歯学に関する学部に係る基幹教員数	〇〇六員定容	〇〇八四員定容	〇〇〇六員定容	〇〇二七員定容
〇〇四八員定容	〇〇六三員定容	〇〇八四員定容	〇〇〇六員定容	〇〇二七員定容

三 基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。	
四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は収容定員が四〇〇人を超える場合にあっては収容定員八〇〇人につき基幹教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあっては収容定員四〇〇人につき基幹教員三人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。	
五 医学又は歯学に関する学部を置く場合(当該学部に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る)においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。	
六 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される基幹教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される基幹教員数とする。	
(第三十七条の二関係)	
イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積	
(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積	二〇〇 （平積の面積）
（平積の面積）	四〇〇 （平積の面積）
（平積の面積）	八〇〇 （平積の面積）
（平積の面積）	八〇一 （上場の面積）

工 関 係 学	理 関 係 学	社 関 係 学 福 社 學 ・ 會		
5, 8, 9 2	4, 2 8 6	2, 4, 4 6		
+ 0 + 2 , × 0 0 定 収 2 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 , + 0 + 6 × 0 0 5 0 2 2 3 1 2 員 容 8 6 4 0 2 7 1 1 2 員 容 4 6 2 0 2 1 6 2 員 容 4 6 2 0 2 1 6				
+ 0 + 2 , × 0 0 定 収 8 , + 0 + 4 , × 0 0 定 収 0 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 0 , + 0 + 5 , × 0 0 6 0 4 8 6 4 4 員 容 5 7 5 0 4 0 1 3 4 員 容 5 3 3 0 4 3 6 1 4 員 容 5 3 3 0 4 3 6 1				
1, + 0 + 2 , × 0 0 定 収 2 , + 0 + 4 , × 0 0 定 収 5 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 5 , + 0 + 2 , × 0 0 1 0 4 8 6 4 8 員 容 5 9 8 0 4 0 1 3 8 員 容 8 9 4 0 4 2 3 1 8 員 容 8 9 4 0 4 2 3 1				
家 關 係 政	藥 關 係 學	獸 關 係 醫 學		
3, 6 6 9	4, 2 8 6	5, 2 4 0		
+ 定 収 2 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 2 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 2 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 8 , 2 員 容 8 6 4 0 2 7 1 1 2 員 容 4 0 5 0 2 6 2 1 2 員 容 4 0 5 0 2 6 2 1 2 員 容 9 2				
+ 定 収 8 , + 0 + 8 , × 0 0 定 収 8 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 8 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 1 , 4 員 容 5 7 5 0 4 3 9 1 4 員 容 0 2 6 0 4 9 6 4 4 員 容 0 2 6 0 4 9 6 4 4 員 容 1 6				
+ 定 収 6 , + 0 + 8 , × 0 0 定 収 9 9 0 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 9 9 0 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 9 2 8 員 容 8 7 7 0 4 3 9 1 8 員 容 0 , 1 0 4 9 6 4 8 員 容 0 , 1 0 4 9 6 4 8 員 容 3				
體 關 係 育	音 關 係 樂	美 關 係 術		
3, 3 8 4	3, 3 8 4	3, 3 4 8		
+ 0 + 5 × 0 0 定 収 3 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 3 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 6 , + 0 + 9 × 0 0 3 0 2 9 8 2 員 容 8 4 3 0 2 9 8 2 員 容 4 8 3 0 2 9 9 2 員 容 6 9 3 0 2 2 9				
+ 0 + 8 , × 0 0 定 収 9 , + 0 + 7 , × 0 0 定 収 9 , + 0 + 4 , × 0 0 定 収 5 , + 0 + 8 , × 0 0 4 0 4 3 9 1 4 員 容 7 2 4 0 4 5 9 2 4 員 容 3 7 4 0 4 0 1 3 4 員 容 8 9 4 0 4 4 9 1				
+ 0 + 8 , × 0 0 定 収 7 , + 0 + 7 , × 0 0 定 収 3 , + 0 + 4 , × 0 0 定 収 4 , + 0 + 8 , × 0 0 6 0 4 3 9 1 8 員 容 2 2 7 0 4 5 9 2 8 員 容 3 9 7 0 4 0 1 3 8 員 容 2 9 6 0 4 4 9 1				
四 に 考 慮 し て、 教 育 に 支 障 の な い 限 度 に お い て、 これ	三 の 表 に お い て 同 じ 。) 並 び に ハ (1) 及 び ハ (2)	備 考 この表に掲げる面積には、第三十五条の施設、講堂及び厚生補導施設、第三十九条の附属施設並びに第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まれない(1)の表において同じ。(2)並びにハ(1)及び(2)の表に定め(2)において同じ)。	くを 除 関 係 學 保 健 衛	保 健 衛
			4, 2, 8 6	3, 6, 6 9
			+ 0 + 5 , × 0 0 定 収 6 , + 0 + 9 × 0 0 定 収 3 , 8 6 4 0 2 7 1 1 2 員 容 6 9 3 0 2 2 9 2 員 容 8 4	
			+ 0 + 4 , × 0 0 定 収 5 , + 0 + 8 , × 0 0 定 収 9 , 5 7 5 0 4 0 1 3 4 員 容 8 9 4 0 4 4 9 1 4 員 容 7 2	
			+ 0 + 4 , × 0 0 定 収 4 , + 0 + 8 , × 0 0 定 収 8 , 5 9 8 0 4 0 1 3 8 員 容 2 9 6 0 4 4 9 1 8 員 容 0 2	

文 関 係 学		学 種 部 類 の 員 定 容	収	五 この表に定める面積を減ずることができる (2) 並びにハ (1) 及び (2) において同じ 。この表に掲げる学部によるものとする (2) の表における面積 については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部によるものとす る学部の例において同じ)。	
2, 1 4 3	ル 方へ積の場で人〇 トメ平 面合のま〇	一	(2) 専門職学部に係る基準校舎面積	六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする (2) の表における面積 ともに定める面積は、専用部分の面積とする (2) の表における面積 との面積を合算した面積が、それぞれの学校等において同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上とのものであります。当該大学の教育研究に支障がない限りにおいて、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。表において同じ)。	この表に定める面積を減ずることができる (2) 並びにハ (1) 及び (2) において同じ 。この表に掲げる学部によるものとする (2) の表における面積 については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部によるものとす る学部の例において同じ)。
+ 0 + 3 × 0 0 2 0 1 0 3	定収 1 員容	二	ル 方へ積の場で人〇 トメ平 面合のま〇		
+ 0 + 6 × 0 0 2 0 2 1 6	定収 2 員容	四	ル 方へ積の場で人〇 トメ平 面合のま〇		
+ 0 + 5 , × 0 0 3 0 4 3 6 1	定収 4 員容	八	ル 方へ積の場で人〇 トメ平 面合のま〇		
+ 0 + 2 , × 0 0 4 0 4 2 3 1	定収 8 員容	八	ル 方へ積の場で人〇 トメ平 面合の以一		
福 社 學 社 會 会		関 係 學	法 關 學	教 學 保 育 ・ 學 關 育	
2, 1 4 3		2, 1 4 3	2, 1 4 3	2, 1 4 3	
× 0 0 定収 1 員容	1 , + 0 + 3 × 0 0 定収 4 3 2 0 1 0 3	1 員容	1 , + 0 + 3 × 0 0 定収 4 3 2 0 1 0 3	1 員容	1 , + 0 + 3 × 0 0 定収 4 3 2 0 1 0 3
× 0 0 定収 2 員容	4 , + 0 + 6 × 0 0 定収 4 6 2 0 2 1 6	2 員容	4 , + 0 + 6 × 0 0 定収 4 6 2 0 2 1 6	2 員容	4 , + 0 + 6 × 0 0 定収 4 6 2 0 2 1 6
× 0 0 定収 4 員容	0 , + 0 + 5 , × 0 0 定収 5 3 3 0 4 3 6 1	4 員容	0 , + 0 + 5 , × 0 0 定収 5 3 3 0 4 3 6 1	4 員容	0 , + 0 + 5 , × 0 0 定収 5 3 3 0 4 3 6 1
× 0 0 定収 8 員容	5 , + 0 + 2 , × 0 0 定収 8 9 4 0 4 2 農 1	8 員容	5 , + 0 + 2 , × 0 0 定収 8 9 4 0 4 2 3 土	8 員容	5 , + 0 + 2 , × 0 0 定収 8 9 4 0 4 2 3 理 8 員容
関 係 學		関 係 學	関 係 學	関 係 學	
4, 9 6 3		4, 8 6		4, 9 0	
9 , + 0 + 2 × 0 0 定収 6 3 4 0 1 8 6	2 , + 0 + 6 × 0 0 定収 8 6 4 0 1 1 6	1 員容	4 , + 0 + 7 × 0 0 定収 9 0 4 0 1 9 5	1 員容	1 , + 0 + 3 4 3 2 0 1 0
+ 0 + 5 , × 0 0 定収 5 0 2 6 2 1	8 , + 0 + 2 , × 0 0 定収 9 2 5 0 2 2 3 1	2 員容	2 , + 0 + 5 , × 0 0 定収 8 6 4 0 2 7 1 1	2 員容	4 , + 0 + 6 4 6 2 0 2 1
+ 0 + 2 , × 0 0 定収 6 0 4 9 6 4	1 , + 0 + 2 , × 0 0 定収 1 6 6 0 4 8 6 4	4 員容	8 , + 0 + 4 , × 0 0 定収 5 7 5 0 4 0 1 3	4 員容	0 , + 0 + 5 , 5 3 3 0 4 3 6
0 + 0 + 2 , × 0 0 定収 , 1 0 4 音 6 4	9 2 1 , + 0 + 2 , × 0 0 定収 3 , 1 0 4 美 8 6 4	8 員容	2 , + 0 + 4 , × 0 0 定収 5 9 8 0 雉 0 1 3	8 員容	5 , + 0 + 2 , 8 9 4 0 雉 2 3
関 係 樂		関 係 術	関 係 政	関 係 學	
3, 0 9 0		3, 5 5 3	3, 7 0 4		
× 0 0 定収 4 1 員容	5 , + 0 + 7 × 0 0 定収 5 3 3 0 1 9 4	1 員容	7 , + 0 + 9 × 0 0 定収 0 4 3 0 1 6 4	1 員容	4 , + 0 + 7 × 0 0 定収 9 0 4 0 1 9 5
× 0 0 定収 8 2 員容	3 , + 0 + 5 × 0 0 定収 4 8 3 0 2 9 9	2 員容	6 , + 0 + 9 × 0 0 定収 6 9 3 0 2 2 9	2 員容	2 , + 0 + 5 , × 0 0 定収 8 6 4 0 2 7 1 1
× 0 0 定収 2 4 員容	9 , + 0 + 4 , × 0 0 定収 3 7 4 0 4 0 1 3	4 員容	5 , + 0 + 8 , × 0 0 定収 8 9 4 0 4 4 9 1	4 員容	8 , + 0 + 8 , × 0 0 定収 5 7 5 0 4 3 9 1
× 0 0 定収 2 8 員容	3 , + 0 + 4 , × 0 0 定収 3 9 7 0 4 0 1 3	8 員容	4 , + 0 + 8 , × 0 0 定収 2 9 6 0 4 4 9 1	8 員容	6 , + 0 + 8 , × 0 0 定収 8 7 7 0 4 3 9 1

関係 生 学	保健 衛 生 学	関 護 学	(看 學)	関 係 生 学	保健 衛 生 学	體 育	音 樂	美 術	家 政	藥 學	農 學	工 學	理 學	學 福 社 會	學 社 會	經 濟 學	法 學	關 係 學
二、 七 七	二、 九 八	二、 三 九	二、 四	二、 九 八	二、 一	二、 四 三	二、 一	二、 九 八	二、 九 一	三、 四 〇	三、 五 三	三、 七 七	二、 〇	一、 五 五	一、 五 五	一、 五 五	一、 五 五	
三、 七 一	二、 一 二 五	二、 七 六	二、 七 七	二、 一 二 五	二、 四 六	二、 一 二 五	二、 〇	三、 五 三	三、 六 六	三、 四 八	三、 七 三	三、 一 一	一、 九 七 九	一、 七 九	一、 七 九	一、 七 九	一、 七 九	
三、 六 九	三、 四 〇	三、 七 一	三、 四 〇	三、 〇 一	三、 五 三	三、 四 〇	三、 一	四、 三 一	四、 二 八	四、 六 六	四、 九 三	三、 六 九	二、 四 八	二、 四 一	二、 四 一	二、 四 一	二、 四 一	
五、 一 九 六	三、 三	四、 一	四、 六 二	四、 二	四、 八 九	四、 三 三	四、 一	五、 三 一	六、 四 二	七、 〇 九	七、 一 九	五、 一 六	二、 七 五	二、 七 五	二、 七 五	二、 七 五	二、 七 五	
○ 七 一	五、 三 三	五、 四 四	六、 〇 二	六、 一 二	五、 三 一	五、 一 一	六、 一 五	九、 五 六	九、 二 二	九、 三 四	九、 二 四	七、 〇 七	三、 一 八	三、 一 八	三、 一 八	三、 一 八	三、 一 八	
八、 六 〇 七	六、 一 五 一	六、 四 六	七、 〇 三 六	八、 九 〇	六、 一 五 一	七、 〇 七	一、 〇 七	〇 五 七	一、 一 五	一、 三 三	一、 四 〇	八、 六 〇	四、 六 二	四、 六 二	四、 六 二	四、 六 二	四、 六 二	
七 一 二 〇 四、	七、 〇 七 一	七、 六 八	九、 〇 〇	九、 八 六	九、 〇 七	七、 九 〇	八、 九 〇	八、 四 八	一、 三 八	一、 九 〇	一、 四 四	一、 七 二	五、 三 一	五、 三 一	五、 三 一	五、 三 一	五、 三 一	
四 一 三 、	八、 九 九 〇	九、 九 〇	九、 〇 〇	七、 一 七	一、 〇 三	一、 〇 七	一、 〇 九	八、 一 〇	九、 八 一	一、 六 九	一、 三 六	一、 四 七	一、 三 一	五、 八 五	五、 八 五	五、 八 五	五、 八 五	
一 一 三 、	九、 一 〇	九、 二 一	一、 〇 四	一、 六 六	一、 〇 六	九、 一 〇	一、 〇 八	一、 〇 八	一、 二 八	一、 七 七	一、 六 七	一、 八 一	六、 四 四	六、 四 四	六、 四 四	六、 四 四	六、 四 四	
一 八 七 〇 四、	一 三 〇	一 八 八	一 三 三	一 五 五	一 四 四	一 七 七	一 〇 八	一 〇 八	一 〇 八	一 二 九	一 九 〇	一 八 〇	七、 〇 七	七、 〇 七	七、 〇 七	七、 〇 七	七、 〇 七	
一 五 一 六 九 、	一 五 〇	一 六 七	一 六 五	一 三 三	一 八 〇	一 五 五	一 五 七	一 七 〇	一 七 〇	一 〇 六	一 三 五	一 三 九	一 六 一	七、 六 八	七、 六 八	七、 六 八	七、 六 八	七、 六 八